

電源開発株式会社「(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成27年10月9日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業 環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県岩手郡葛巻町及び下閉伊郡岩泉町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大72,315kW(2,300kW級×32基(※)設置予定)
※新設:22基(49,315kW)、建替:10基(23,000kW)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 4月20日
住民等意見の概要受理	平成27年 6月 9日
岩手県知事意見受理	平成27年 9月28日
環境大臣意見受理	平成27年 9月29日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

電源開発株式会社「(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電所の設置が予定されていることから、将来的に、累積的な環境影響が懸念される。このため、イヌワシ接触に係るモニタリング結果を含めて、実行可能な範囲で周辺の他事業者と環境情報を共有する等、連携体制を構築すること。

2. 各論

(1) 騒音について

工所用資材等の搬出入に伴う騒音影響が懸念されることから、低速走行等の追加的な環境保全措置により騒音を一層低減するよう努めるとともに、工事実施期間中には、追加的な環境保全措置の効果について確認すること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域より西側を中心に、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシの飛翔が確認されているとともに、対象事業実施区域及びその周辺にはクマタカ等の希少猛きん類の飛翔が確認されており、ブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。このため、重要な鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、以下の取組を行うこと。

- ① 風力発電設備の設置時点において効果が確認された鳥類からの視認性を高めるための措置を事前に行うこと。

- ② 供用後の事後調査を適切に実施し、イヌワシのバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼動再開とすること。
- ③ その他の重要な鳥類についても、供用後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 鳥類及びコウモリ類について

- ① ブレード・タワー等への接近・衝突に係る対策については、最新の研究成果等を踏まえて検討し、有効と考えられる対策の積極的な採用に努めるとともに、供用後に防止対策に関する新たな研究成果等が発表された際には、必要に応じて追加的な採用に努めること。
- ② 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視については適切に実施するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、事後調査については、専門家の意見を聴きながら方法、頻度及び期間等について検討し、実施すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。